

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年1月23日（平成30年（行情）諮問第39号）

答申日：平成30年3月15日（平成29年度（行情）答申第531号）

事件名：テレパシーテクノロジー（システム）等に関する文書の不開示決定（不  
存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「テレパシーテクノロジー（システム）、思考盗聴システム、生体情報送受信レーダー技術 人間の考えている事や五感を受信するレーダー（電磁波）技術に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月20日付け防官文第732号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

ネットなどで軍事関係とあり、防衛省で保有・運用しているはずであり、納得できない（添付資料省略）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書を求めるものであり、これに該当する行政文書を確認したところ、当該行政文書の保有を確認できなかったことから、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。

本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「ネットなどで軍事関係とあり防衛省で保有・運用しているはずであり、納得いかないので（プリント在中）」と主張し、不開示決定処分の取消しを求めるが、防衛省において開示請求された内容に関する行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、異議申立人より送付されたプリントに記載されている、防衛省技術研究本部が作成した「技本版 i f の世界（先進技術が開く新たな戦い方）」（以下「引用資料」という。）に記載されているテレパシーに関する技術は、SF映画の世界を現実世界に当てはめた場合の仮定の内容を記載したものであり、

異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「テレパシーテクノロジー（システム）、思考盗聴システム、生体情報送受信レーダー技術 人間の考えている事や五感を受信するレーダー（電磁波）技術に関する文書」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

異議申立人は、本件対象文書について、防衛省で保有・運用しているはずである旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 異議申立人が異議申立書に添付した書面において引用されている資料（引用資料）の内容は、SF映画の世界を現実世界に当てはめた場合の仮定の内容を記載したものである。

イ 防衛省においては、本件対象文書の内容に係る施策や会議運営などは実施していない。

ウ 本件開示請求を受け、処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

さらに、本件異議申立てを受け、処分庁において、再度、同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から、引用資料の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

##### 3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約1年10か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由

に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立てにおける処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久